

横手市若者交流促進事業業務委託 仕様書

1 件名

本事業の件名は、「横手市若者交流事業業務委託」とする。

2 目的

少子化の進行は長期にわたる社会・経済課題の1つであり、将来的な市場規模の縮小や労働力人口の減少など様々な影響を及ぼす恐れがある。当市においてもその傾向は顕著であり、少子化対策は喫緊の課題と言える。

本業務は、少子化の主たる要因である「非婚化・晩婚化」への取り組みとして、若い世代を対象としたスキルアップセミナーや出会いイベントを開催することにより、若い世代の結婚への関心を高め、もって婚姻数の増加に資することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月14日（金）まで

4 業務内容

（1）イベントの企画立案及び実施

ア 男性向けスキルアップセミナー

（ア）対象者 横手市内在住または横手市に勤務している18歳以上、39歳以下の独身者（高校生を除く）

（イ）募集人数 各回概ね10名程度

（ウ）実施回数 5回以上実施すること

（エ）内容 マナー、ファッション、マッチングアプリの使用方法、コミュニケーションスキルの向上につながるセミナーや結婚相談を実施すること

イ 女性向けスキルアップセミナー

（ア）対象者 18歳以上、39歳以下の独身者（高校生を除く）

（イ）募集人数 各回概ね10名程度

（ウ）実施回数 5回以上実施すること

（エ）内容 マナー、ファッション、メイク、マッチングアプリの使用方法、コミュニケーションスキルの向上につながるセミナーや結婚相談を実施すること

ウ 出会いイベント

（ア）対象者 上記（ア）及び（イ）と同様とする

（イ）募集人数 各回概ね20名程度

（ウ）実施回数 5回以上実施すること

（エ）内容 男女の出会いのきっかけとなるイベント（市内企業の若手職員交流や趣味やスポーツ等の体験型イベントなど）の開催を原則とするものの、それ以

外のイベントも提案可能とする

(2) イベント参加者の募集及び問合せ対応

ア 募集及び申込受付

- (ア) 事前に参加者の募集を行い、管理（受付業務を含む）を行うこと
- (イ) 参加予定人数については、市に随時報告し、情報を共有すること
- (ウ) 参加者数は締切時点をもって確定したものとし、上限を大幅に超過する場合は抽選とすること
- (エ) スキルアップセミナーについては、男女別での開催を基本とするが、内容によっては男女合同開催にするなど、より効果的な実施方法の提案も可能とする

イ 問合せ対応

- (ア) 参加者からの問合せには適宜対応すること
- (イ) 必要に応じて申込手続のサポート等の支援を行うこと

ウ イベント当日の対応

- (ア) 参加者が円滑に会話できるように司会進行役のサポートを行うこと
- (イ) 事業実施にあたり飲食費が生じる場合、当該費用は参加者から徴収すること
- (ウ) 飲食費を徴取する場合は、その金額と金額設定の根拠を示すこと
- (エ) 参加受付の際、申込時点の情報に基づき、運転免許証等に記載されている氏名、年齢等から参加者本人であることの確認をすること
- (オ) 当日トラブルや事故等が発生した場合は、速やかに市に連絡すること
- (カ) 参加者同士が連絡先を交換する時間を必ず設けること

エ 広告宣伝

- (ア) ホームページ、SNS、広報紙等を活用し、効果的な情報発信を行うこと
- (イ) 参加希望者がイベントの情報を容易に知り得る方法にすること
- (ウ) 独身の男女がイベントに参加しやすくなるための工夫をすること
- (エ) 横手市内の企業と連携を図り、若手職員を中心に積極的な参加を促すこと

(3) 事後対応

ア アンケート調査

- (ア) イベント終了後、参加者に対しアンケート調査を必ず実施すること
- (イ) アンケートの項目等については、事前に市と協議すること

(ウ) 多くの参加者から回答が得られるようオンライン回答も可能にすること

(エ) アンケート結果を集計し、分析をしたうえで市に報告すること

イ アフターフォロー

(ア) イベント終了後、参加者から結婚に関する悩み相談に対応すること

(イ) 若者出会い系応援事業（令和6年度新規事業）について事業周知を行うこと

(ウ) あきた結婚支援センターへの登録を促進すること

5 成果品の提出

受託者は以下に掲げるものをすべて電子データで市に提出すること

(1) 業務完了報告書（任意様式）

(2) 参加者受付名簿

(3) イベントの実施状況が確認できる写真等

(4) アンケート調査の実施結果（分析を含む）

(5) すべての打合せ記録

(6) 前各号に掲げるもののほかイベントに関する参考データ

※電子データはすべて PDF ファイル形式とすること

6 成果品の帰属

本業務の成果品の所有権は、全て市に帰属するものとする。受託者は本業務の成果品を市の了承を得ずに、市への納品用途以外に利用してはならない。

7 その他

(1) 受託者は、業務を行うにあたり、関係法令並びに市の条例及び規則を遵守すること。

(2) 受託者は、業務の遂行にあたり、実施体制を整備し、確実に履行すること。

(3) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と認められる場合は、市と事前協議の上、業務の一部を委託することができる。

(4) 受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(5) 受託者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。業務終了後も同様とする。

(6) 受託者は、契約の履行にあたり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理

的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。

- (7) 受託者は、業務を行うにあたり、故意又は過失によって市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 本業務の委託料は、業務完了後に完了検査を合格した後、受託者からの請求により支払うものとする。
- (9) 本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議して決定するものとする。